

# 入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年10月23日

分任支出負担行為担当官  
宮崎空港事務所長 加藤 浩介

## 1. 業務概要

- (1) 業務件名 令和7年度 宮崎空港調整池排水ポンプ点検整備
- (2) 履行場所 宮崎空港事務所
- (3) 業務の特質等

本整備は、宮崎空港事務所に設置された空港滑走路等雨水排水用ポンプ設備の点検整備（機能点検・動作試験・調整・発電機部の分解点検及び部品交換等）を行うものである。

通常呼称名称：分解整備（6年1回）

### 【対象設備概要】

ポンプ設備：3台設置中 1台のみ対象（本件は1号機が対象）

製作者：（株）鶴見製作所

全揚程：4.1m

吐出量：18.0m<sup>3</sup>/min

電源：3相200V

設置年月：平成20年3月

- (4) 履行期間

契約締結日の翌平日から令和8年3月27日まで。

## 2. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。

- (3) 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のC又はD等級に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加者の資格に関する公示」（令和7年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者でないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。
- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき、再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。但し(3)の競争参加資格を継続する為に必要な手続を行った者を除く。
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、大阪航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年6月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官宮崎空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。（詳細については入札公告：別紙を参照。）
- (10) 入札説明書の交付を受けた者であること。

### 3. 入札手続等

#### (1) 担当部局

〒880-0912

宮崎県宮崎市大字赤江無番地

国土交通省 大阪航空局 宮崎空港事務所 総務課（会計担当）

電話 0985-51-3223

#### (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間 令和7年10月23日から令和7年11月7日まで。

（平日09時00分から17時00分までの間。）

交付場所 1) 上記3. (1)の担当部局

2) 上記1)の交付場所以外で入札説明書の交付を希望する場合は、  
3. (1)に事前連絡のうえ、大阪航空局管内の空港事務所等で交付を受けることができる。

3) 上記1)、2)に加え、電子データによる交付も行う。

電子データによる受取りを希望するものはその旨を、  
<cab-miyazaki-soumu01@mlit.go.jp>宛メールで連絡すること。  
その際、本文には社名、担当者名及び送付先メールアドレスを記載すること。

交付方法 無償にて貸与する。  
ただし、関係書類の交付・返却に要する費用は実費負担とする。

(3) 申請書、資料の提出期間、場所及び方法

提出期間 令和7年11月7日 17時00分まで。

提出場所 3. (1) 担当部局と同じ。

申請書及び資料の提出は、持参又は郵送にて、上記期日までに  
3. (1) 担当部局まで提出すること。提出部数は1部とし、申請に係る  
一切の費用は、申請者の負担とする。

(4) 入札の受領期限

郵送等による入札書の受領期限

令和7年11月20日 9時00分 から 令和7年12月4日 17時00分 まで

持参による入札書の受領期限

令和7年11月20日 9時00分 から 開札日時 まで

(5) 開札の日時及び場所 令和7年12月5日 10時00分

国土交通省大阪航空局宮崎空港事務所 1階会議室

#### 4. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

1) 入札保証金 免除。

2) 契約保証金 免除。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 手続きにおける交渉の有無 無。

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 関連情報を入手するための照会窓口 3. (1) 担当部局に同じ。

(7) 入札者に要求される事項

必要な申請書等を所定の受領期限までに上記3 (1) に示す場所に提出しなければならない。なお、開札日の前日までの間において必要な申請書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。

(8) 落札者の決定方法

予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

(9) その他詳細は入札説明書による。

件名：令和7年度 宮崎空港調整池排水ポンプ点検整備

発注概要：

本整備は、宮崎空港事務所に設置された空港滑走路等雨水排水用ポンプ設備の点検整備（機能点検・動作試験・調整・発電機部の分解点検及び部品交換等）を行うものである。

通常呼称名称：分解整備（6年1回）

【対象設備概要】

ポンプ設備：3台設置中 1台のみ対象（本件は1号機が対象）

製作者：（株）鶴見製作所

全揚程：4.1m

吐出量：18.0m<sup>3</sup>/min

電源：3相200V

設置年月：平成20年3月

競争参加資格の「予決令第73条の規定に基づき、分任支出負担行為担当官宮崎空港事務所長が別途定める競争参加資格要件事項を全て満たす者であること。」とは、以下に掲げる事項とする。

なお、当該契約の入札に参加するためには、競争参加資格の全ての事項を満たす者であること。

(1) 整備実績

平成22年4月1日以降に元請として完了した、同種物品（注1）の点検整備（注2）実績を有すること。

注1 「同種物品」・・・ポンプ設備

「ポンプ設備」とは主たる目的が水の給水及び汚水・雑排水等の排出に用いられる設備をいい、その構造はケーシング・羽根車・主軸・軸受・水中モータ等（電動機）、動力制御設備で構成されるものをいう。

※動力制御設備：機器動力を収納、運転制御・状態故障表示・遠方故障出力が可能なもの。

注2 「点検整備」

ポンプ設備の機能点検・動作試験、調整・ポンプ及び電動機部の分解点検及び部品交換等を行うもの。

(2) 技術者の保有

平成22年4月1日以降に元請として完了した、同種物品の点検整備に従事した経験がある技術者、又は製造における品質検査部門に従事した経験がある技術者を有し、当該技術者を配置できること。